

## 奨学金の現状と課題

文部科学省高等教育局 前学生・留学生課長 下間 康行

昨今の厳しい経済状況の中で、政府の「新成長戦略」（平成二二年六月一八日閣議決定）において奨学金制度の充実が言及されるなど、学生への経済的支援が重要となっている。大学等による授業料等の減免措置や大学独自の奨学金、民間育英団体の奨学金など様々な制度があるが、我が国では現在、日本学生支援機構（以下「機構」という）の奨学金が中心的な役割を担っている。

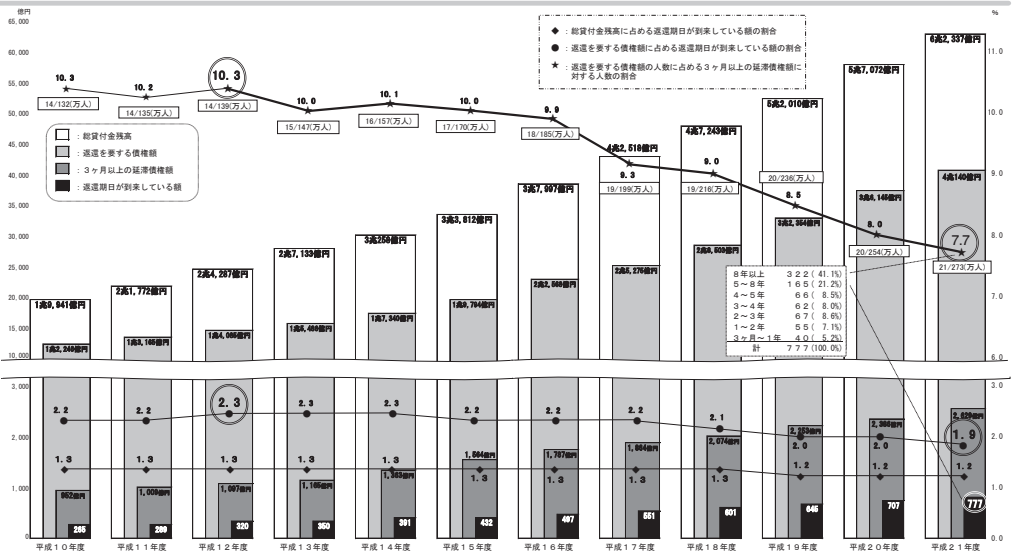
平成二二年度予算において、機構の奨学金事業は、第一種（無利子）と第二種（有利子）を合わせた事業費が約一兆五五億円、平成一〇年の旧日本育英会時代に比べ、第一種一・二倍、第二種一・一六倍、全体では三・八倍と拡大している。また貸与人員は、平成二二年度は約一八万人であり、全学生の三四・一％、学生の三人に一人が機構の奨学生となっている。平成一六年度から「機関保証制度」が導入され、保証人等の選任が困難な学生も、保証料を保証機関に支払うことで奨学金貸与を受けられるようになり、機関保証選択者は新規採用者の約四割となっている。

また、同じ一六年度に創設された大学院の業績優秀者に対する無利子奨学金の返還免除制度は、平成二二年度実績で、全額免除三、一九一人、半額免除六、三八八人が対象となっている。

このように奨学金の充実が図られているが、一方で返還金の回収強化が課題となっている。機構の奨学金は、卒業した奨学生からの返還金を原資として運営しており、返還金は極めて重要な財源である。また、事業運営に多額の国費が投入されているため、社会的な信頼を確保するために返還率の向上が喫緊の課題である。

平成二二年三月末現在で、機構の総貸付金残高は六兆二、三三七億円に及んでいる。このうち、今後回収強化を図らないと返還されないリスクのある三ヶ月以上の延滞債権額は二、六二九億円であり、その中で支払期限が過ぎた（返還期日到来分）延滞債権は七七七億円である。しかし、総貸付金残高に占める返還期日到来分の延滞債権の額の割合は、平成一二年度には一〇・三％だったが、機

# 日本学生支援機構における奨学金事業の貸付及び延滞状況（平成10年度以降）



平成21年度の「総貸付金残高」は、対平成10年度の **3.13倍**

平成21年度の「3ヶ月以上の延滞債権額」は、対平成10年度の **2.76倍**

回収努力により新規の延滞債権発生を抑制。

構の回収努力により年々減少し、平成二二年度には七・七%となっている。また、返還を要する債権額に占める返還期日が到来している延滞債権の割合は、平成一二年度には二・三%だったが、平成二二年度には一・九%まで減少した。このように機構では、返還率の向上に努めており、平成二二年度から個人情報情報機関を活用するなど、奨学金を返せるのに「返さない」人には法的処理も含めて厳しく返還を求めているところである。

一方で、経済的な事由等で返したくても「返せない」人にはきめ細やかな対応が求められる。機構では、返還相談体制の強化のため、平成二二一年一〇月から民間委託による奨学金返還相談センターを設置した。また、経済的困難を理由として、既定の返還額は返済できないが半額程度であれば返済できるという返還者のために、平成二二年度から「減額返還制度」の創設も予定している。

国の奨学金事業は、国・機構・大学等が一体となって運営されており、機構と大学等との連携強化も課題である。文部科学省としても、機構の回収努力を促すとともに、意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することのないよう、今後とも機構の奨学金事業の充実に努めてまいりたい。